

令和3年度における指定管理者の指定の手続に関する方針

現に指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の指定の期間が令和4年3月31日で満了する公の施設のうち3施設につきまして、次のとおり令和3年度における指定管理者の指定の手続の方針を決定しました。この方針に従い、必要な手続を進め、令和3年度中に指定の議案を市議会に提出する予定です。

1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（1施設）

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	今後の方針	指定の期間 (予定)	所管課
奈良町からくりおもちゃ館	指定管理者制度	特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日 (5年間)	観光経済部 奈良町にぎわい課

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（4施設）

- 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
		現在の指定管理者	申請を求める団体の名称				
地域ふれあい会館							
明治地域ふれあい会館 (南部公民館明治分館から移行予定)	※南部公民館明治分館の現在の状況	指定管理者制度	明治地区自治連合会	明治地区自治協議会	現在の分館指定管理者である連合会が主要な構成団体である当該自治協議会は、会員相互の親睦を図り、互助の精神を持って連帯してコミュニティを深めるとともに、行政との連携を図りながら民主的で明るく住み良い地域づくりに寄与する団体であり、協議会事業の実績等から判断して当該自治協議会がふさわしいと考える。	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日 (2年間)	市民部 地域づくり推進課
伏見地域ふれあい会館	-	-	-	伏見地区自治連合会	会員相互の親睦を図り、互助の精神を持って連帯してコミュニティを深めるとともに、行政との連携を図りながら民主的で明るく住み良い地域づくりに寄与する団体であり、連合会事業の実績等から判断して当該自治連合会がふさわしいと考える。	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日 (2年間)	市民部 地域づくり推進課

- 医療施設又は福祉施設等利用者に対して特に配慮が必要とされる公の施設であって、指定管理者の変更が利用者の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節③参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
		現在の指定管理者	申請を求める団体の名称				
奈良市総合福祉センター	指定管理者制度	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	障害者と継続的な人間関係が構築されていることで安心して利用できる施設となっており、指定管理者の変更は、対人関係を構築しにくい障害者、特に生活介護事業の利用者に混乱をきたすことになる。各障害者団体とも社会福祉協議会として公平な関係性が保たれている。	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日 (5年間)	福祉部 障がい福祉課

- PFI事業により当該公の施設の管理運営を行わせる場合に該当するため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節④参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
		現在の指定管理者	申請を求める団体の名称				
(仮称)奈良市火葬場	直営	-	-	株式会社まほろばの社	新斎苑整備事業は、施設の設計・建設に加えその後の維持管理・運営を一括して提案を求めるDBO方式によって募集した。申請を求める団体は、新斎苑の維持管理・運営だけを目的としたSPC(特別目的会社)として選定事業者が設立した団体である。	令和4年4月1日 ～令和19年3月31日 (15年間)	市民部 斎苑管理課